

児童扶養手当制度・乳幼児医療費助成制度のご案内

各制度の問い合わせ・申請は、子育て支援課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)へ
 子育て支援課(☎内線1525・1527、☎内線2142)

児童扶養手当

児童扶養手当は、母子家庭等の方に支給される国の制度です。支給要件に該当する方で、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎・保谷庁舎)で申請してください。現在受給中の方(所得超過による支給停止の方を含む)は8月に現況届の提出が必要です。現況届の詳細は、7月末に個別に案内をする予定です。

支給要件 18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害がある場合は20歳未満)に、父が死亡または生死不明の児童が死亡または生死不明の児童が父に重度の障害がある児童が父が1年以上拘禁されている児童 父に1年以上遺棄されている児童 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合は除く) 父が離婚した児童 父が死亡または生死不明の児童 父に重度の障害がある児童 父が1年以上拘禁されている児童 父に1年以上遺棄されている児童 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合は除く) 父が死亡または生死不明の児童 父に重度の障害がある児童 父が1年以上拘禁されている児童 父に1年以上遺棄されている児童 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合は除く)

乳幼児医療費助成制度

10月からの16年度新規申請を受け付けます。所得制限等で一度消滅した方で、対象となると思われる方は表2の所得制限額を確認して申請してください。医療助成は申請がないと受けられませんので、ご注意ください。出生日(転入日)の翌日から15日以内に申請があった場合は、出生日(転入日)以降から助成の対象になります。

申請 8月1日(日)〜9月10日(金)まで。以降、随時申請を受け付けますが、10月1日までに医療証が届かないことがあります。また、10月1日以降の受け付けは、申請を受け付けた日からとなります。助成範囲 乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担金額。申請場所 子育て支援課。現況届の提出について 医療証の有効期間が9月30日までのものをお持ちの方に「現況届」を8月初旬に郵送しますので、8月20日(金)までに提出してください。「現況届」が提出されない場合は、10月以降の医療証が交付できませんので、ご注意ください。

新規申請の方
 対象要件 市内に居住する就学前の乳幼児(平成10年4月2日以降生まれ)の保護者で所得制限未満(表2参照)の方 3歳未満の乳幼児(平成13年10月2日生まれ以降)は、全員対象となります。

助成期間 10月1日(以降の申請の場合は申請日)〜来年9月30日(期間内に支給要件を失ったときはその前日まで) 16年度の医療証は、9月下旬に郵送します。申請に必要なもの 印鑑 健康保険証の写し 年金

母または児童が受け取る養育費に、その金額の8割が母の所得として取り扱われま



表1.平成16年度所得限度額(児童扶養手当制度)

扶養人数	本人		孤児等の養育者、配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人以上は、1人につき38万円加算			
1人につき加算	特定扶養 15万円	老人扶養 10万円	老人扶養 6万円 老人扶養のみは2人目から

表2.平成16年度所得限度額(乳幼児医療費助成制度)

扶養人数	保護者の加入年金の種類	
	国民年金加入者および未加入者	国民年金加入者以外の年金加入者
0人	3,010,000円	4,600,000円
1人	3,390,000円	4,980,000円
2人	3,770,000円	5,360,000円
3人	4,150,000円	5,740,000円
4人	4,530,000円	6,120,000円
5人以上は、1人につき38万円を加算		

加入証明書(国民年金加入者・未加入者は除く) 平成16年度所得証明書(平成16年1月2日以降に転入した方) 16年度の所得制限未満の方は新たに申請が必要です。なお、8月31日以前で医療証の有効期間が切れる方で、16年度の所得制限未満の方は新たに申請が必要です。所得とは：給与所得者は、給与所得控除後の金額、確定申告の方は、収入額から必要経費を引いた金額です。

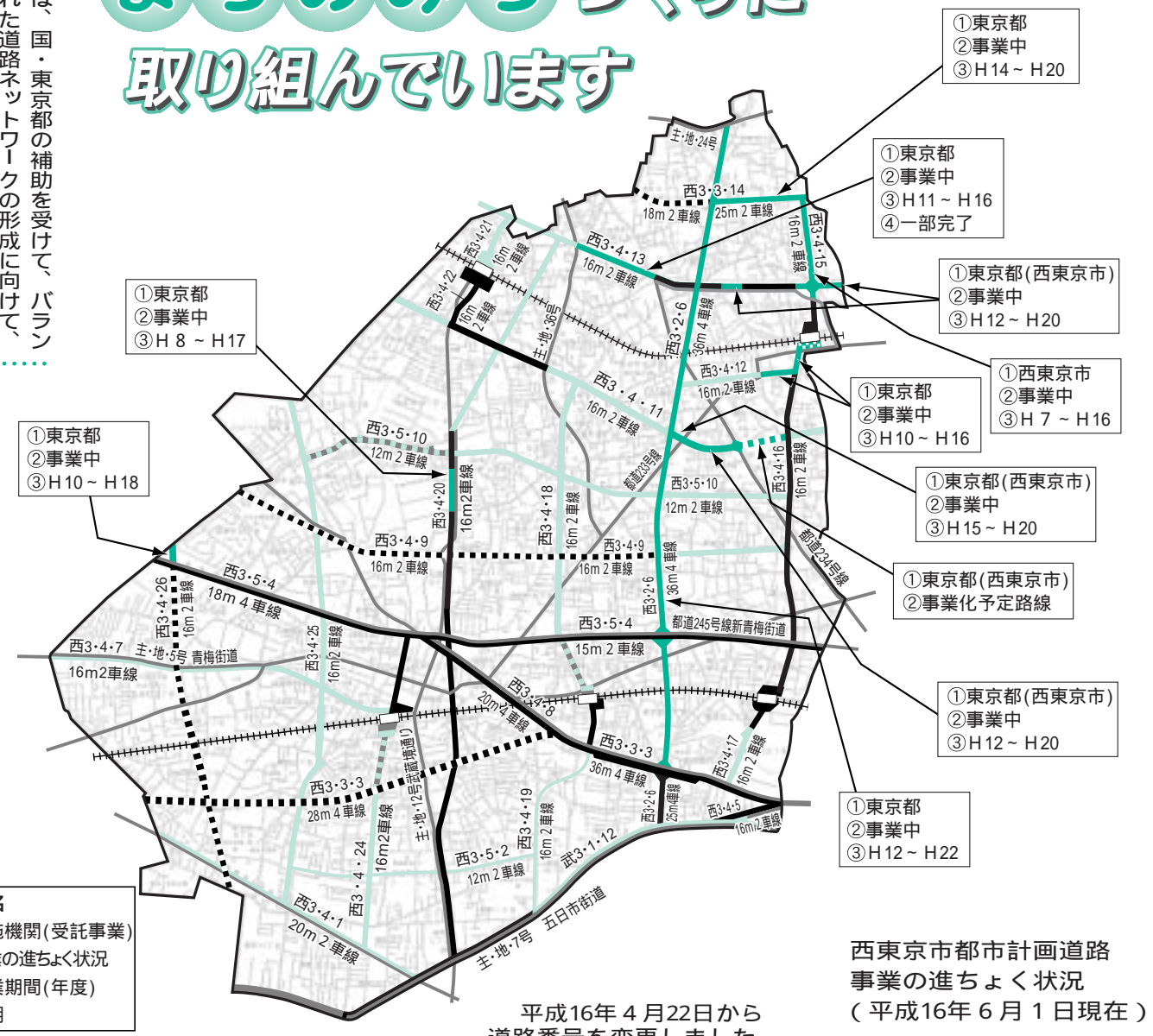
まちのみちづくりに取り組んでいます

市では、国・東京都の補助を受けて、バランスの取れた道路ネットワークの形成に向けて、市内各地で都市計画道路の整備を行っています。この事業の進捗状況をお知らせします。今後とも、魅力あるまちづくりのために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

西東京市の用途地域等が見直されました

平成14年から取り組んできた用途地域等の見直しにより、6月24日から西東京市の用途地域等が新しくなりました。併によって用途地域等が不連続であった区域、土地利用に変化があった区域、西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線など新たに整備される道路の沿道など35か所について、用途地域等の見直しを行っています。

都市計画課(☎内線241、242)



- 凡例**
- 整備済み →
 - 事業中 →
 - 事業化予定 →
 - 未整備
 - ・第二次前期(都) →
 - ・第二次前期(市) →
 - ・その他 →
 - 現況都道 →

***第二次前期路線**

東京都で策定した「多摩地域における都市計画道路の第二次事業化計画」(平成8年3月策定)において、策定から10年間(平成8年度~17年度)に優先的に整備すべき路線(着手または完成すべき路線)として位置付けられたもの。

路線名

実施機関(受託事業)
事業の進捗状況
事業期間(年度)
説明